

「診療報酬常用点数早見表（診療所用）」2008年4月版 正誤及び追補(2008.10.21 現在)

■印は、発行後に示された厚生労働省通知・事務連絡等による追補である。

頁	訂正箇所	誤	正
2	「診療情報提供料(Ⅱ)」の「情報提供先」欄	保険医療機関	患者・患者の家族
■3	下から3行目	小児悪性腫瘍患者指導管理料、全ての在宅…	小児悪性腫瘍患者指導管理料、 <u>耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料</u> 、全ての在宅…
■4	表中「耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料」における「併算定できないもの」欄	(空欄)	注
■4	下から2行目	小児悪性腫瘍患者指導管理料、全ての在宅…	小児悪性腫瘍患者指導管理料、 <u>耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料</u> 、全ての在宅…
■7	表中「同一算定不可の指導管理料等」	⑨慢性疼痛疾患管理料 ⑩心身医学療法 ⑪他の在宅療養… ⑫後期高齢者診療料	⑨慢性疼痛疾患管理料 ⑩ <u>耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料</u> ⑪心身医学療法 ⑫他の在宅療養… ⑬後期高齢者診療料
■7	表中「在宅自己注射指導管理料」及び「在宅寝たきり患者処置指導管理料」の、「同一算定不可の指導管理料等」欄	①～⑫	①～⑬
7	「在宅寝たきり患者処置指導管理料」の最右列	(注3)	(注2)
16	上段の表、網掛け欄	特殊撮影 (断層・スポット・ <u>動態</u> ・ <u>立体</u> など)	特殊撮影 (断層・スポットなど)
17	左上の表、上から4行目	電子 <u>管理</u> 保存加算	電子 <u>画像</u> 管理加算
18	「有床診療所療養病床入院基本料」表中	褥瘡評価実施加算(1日につき) <u>(届)</u> : +15	褥瘡評価実施加算(1日につき) : +15

最新の正誤表については、保団連のホームページ(<http://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認下さい。